

第2回安城市障害者福祉計画策定委員会 議事録要旨

平成29年10月26日（木）

午後1時30分～午後2時10分

安城市役所本庁舎3階第10会議室

出席者：神谷委員、加藤研一委員、清水委員、飯島委員、藤井委員、中野委員、
杉浦委員、服部委員、加藤重豪委員、都築文明委員、佐藤委員、薮内
委員、山北委員、小川委員、山本委員

欠席者：都築智委員、石川委員、

同席者：エディケーション 井川

事務局：福祉部次長、障害福祉課長、課長補佐、係長、担当

典礼：（司会）：事務局次長

1 開会（欠席者及び同席者の報告）

【事務局次長】

欠席：都築智委員、石川委員

同席者：エディケーション井川（計画策定業務委託事業者）

安城市障害者福祉計画策定委員会規則第6条第2項の規定により本会議は成立

2 あいさつ

【委員長】

あいさつ

【事務局次長】

以後議事の取り回しは、委員会規則第6条第1項の規定により、委員長にお願い
いたします。

3 議題

（1）第5期安城市障害福祉計画及び第1期安城市障害者福祉計画の素案につ
いて…資料1

【事務局説明】

事務局係長、資料 1 説明。

【委員長】

質疑を募る。

【委員長】

施設に入っている人を、地域で暮らすように、何人かは移行して、これも、もちろん御本人の意思を無視してはできないと思うのですがね、この計画があるよね、どうしてもその計画に合わせて無理なことが行われなければいいと思うのですが、例えばこの計画を達成できないというような時に、国から何か文句言われるとか、少し補助金減らされるとかね、そんなような事はありませんか。大丈夫ですか。

【事務局係長】

実際目標値として設定しましても、各障害者の方々の事情ですとか、施設グループホームの状況ですとか、移行する先がなかなか無いということもありまして、数値自体が達成されてないというところも多くございます。目標の中でも「基本とする」とありまして、これに向けて各市で啓発ですとか、整備に向けた促進といったことは必ずしているといった状況でして、達成できなかったとしましても、何かそのペナルティーといったようなものがあるということは無いと思います。

【A 委員】

福祉施設への入所者というのが平成 25 年度末 96 人となっていますね。それを目標として、これは 12 人っていうのは単年度で 12 人が移行できるようにという目標で取り込んでこられたのですか。

【事務局係長】

はい、16 ページの図表 3 の 2 になるかと思いますが。25 年度の末時点で 96 人。入所された方を、この計画期間 3 年間の間に 12 名を地域移行するといった数字と目標となっておりました。

【B 委員】

3 年間の間に累計 12 名という意味ですか。わかりました。

【B 委員】

11 ページの、上から二つ目のところに、身体障害者手帳所持者数の実績が書いてありますが、説明に、29 年は、減少に転じ前年を 17 名下回りますとあるのですが、これは、減少するっていうのは、基準が変わったとか、何かの要因があ

ってこうなるのか。その前はずっと増えていたとあるのですが、人口の状況とか色んな事からいくと、減るっていうのはどういうことかなと思うんですけど。

【事務局課長】

手帳所持者につきましては、27年度から、28年度に高齢者の方が非常に多く手帳を取得されたために、取得者が多かったという一因がありまして28から29については、それほど高齢者の方がたくさん手帳をされることは無かったということで、自然減という形ですね。17名ほど下回ったという状況です。

【B 委員】

はっきり言うと、亡くなられたということですか。

【事務局課長】

加齢、高齢に伴って亡くなられる方もおみえになりますので、自然減という形です。

【B 委員】

次の12ページのこの2番の(1)のどこなんですけど、この認定者、障害支援区分認定者の説明とですね。説明のとこの、29年10月現在認定者は648名で障害者手帳所持者の合計の8.7%で知的障害者は比較的高く30%と書いてあるんですけど、この、手帳とそれから認定者っていうのはどういう関係にあるのですか。

【事務局係長】

はい、多くの障害支援区分の認定といいますのは、その下の図表2の6にございます、障害福祉サービス、これらの利用するときに、その方にどれくらいの支援の度合いが必要かということを、図るための認定というものになります。ですから例えば身体障害者の方でも、ほぼ自立されてサービスは必要なく過ごされている方につきましては、こういったサービスの利用が無いものですから、比較的割合としては認定が低いということかと思います。療育手帳、知的障害の方につきましては、なかなか御自身でやれないような部分も多いため、手帳取得者の中でも、サービス利用のための認定を受ける方が多い傾向にあるかと思います。

【B 委員】

いろいろ程度の差が、ばらつきがあるということですね。

【事務局係長】

そうですね。軽い方は区分1で、重いというか、支援が多く必要な方は区分6ということになっています。

【C 委員】

2 点ちょっと質問させてください。今の同じページですね 11 ページが 12 ページからですが、私の記憶が曖昧なので大変恐縮ですけど、前計画だったか、それか者計画の方だと思うのですが、精神障害の方がなかなか手帳所持者で全体が図れなくてですね。自立支援医療の受給者証の取得者も一緒に載せていただいて、大まかな精神障害の方の把握をされていたかなというふうに思います。

今回自立支援医療の利用者の方の数が載っていないので、これは福祉計画には載せなくて、者計画に乗せるということであればそういうものなのかなというふうに思うのですかそのあたりどうかしらというのが 1 点と、あと、今回は全体の話ですので数字のことはということでお話があつてですね。そこで数字のことを持ち出すのも何なのかなと思うのですが、一つちょっと気になってですね。

46 ページですけど、地域生活支援センターのことで、今、うちで受けさせていただいている、とても高い評価をいただいております、本当にありがたいなというふうに思っております。報告書も出させていただいている中で、毎月、20 人定員で 100%の利用率で推移しているところでございまして、他障害団体の方からも、地域活動支援センター使いたいというような声もなかなかちょっと難しいというような状況ですとか、利用者数が増えてきて、職員数も法人として加配をしながら対応しているところで、それでも、スペースの関係であったり、利用者の増で、なかなか手が行き届かないところがあるかなというふうに思います。その中で平成 30 年以降、利用者の見込み数がまたこれ大幅に上がっているというところですが、事業所数は 1 カ所ということになっておりまして、今の狭い事業所に登録者数が 259 は多分入れないだろうなというところもありまして、そのあたり数字のことはこれからということですが、何か、もしお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

【事務局係長】

はい、まず 1 点目ですね、障害者手帳を所持者の数字を載せているところに、今回は精神保健通院の医療受給者証をお持ちの方の数字が無いということですけども、委員もおっしゃられた通り、今回サービスの見込み量と数値の部分が主でありますので、参考ということで載せさせていただいておりますが、前の前の計画で、第 3 期の障害福祉計画のときにもやはり手帳所持者だけで、医療受給者証の所持者は、記載していなかったものですから、ただ、ちょっと今いただいた御

意見で、ちょっと見直しも検討しようかなと思っております。現状としてはそういったことで載せておりませんでした。

あと 45 ページから 46 ページにかけましての地域活動支援センター事業につきまして、非常に多くの方がほぼ 100%の稼働率ですね、開所してから順調に活動も軌道に乗って見えるのかなというふうに思っております。

確かに場所は余り広い場所ではなく、非常に立地は良いところですけども、確かにこの数字の伸びですとなかなか厳しいかなとは思っております。これは期待値と言いますかですね、こういった形でまた支援がどんどん広がっていくということも見据えまして、今後その場所のことですとか、整備等につきましては、行政と、また実際の法人さんとの話し合いとか、協議、そういったことも必要かなと考えております。

(2) 障害児福祉計画に係るアンケート調査の結果について…資料 2

【事務局説明】

事務局係長、資料 2 説明。

【委員長】

質疑を募るも、質問無し。

議事終了、取り回しを事務局へ返します。

4 その他及び閉会（次回会議）

【事務局次長】

次回、第 3 回策定委員会は、平成 29 年 11 月 27 日月曜日、午後 1 時 30 分から第 10 会議室にて開催予定。